

## 「監査規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 27 日

(下線部分変更)

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| (目的)<br>第1条 この規則は、定款第17条第1項に規定する正会員 <u>及び電子募集会員</u> に対する監査に関して必要な事項を定める。   | (目的)<br>第1条 この規則は、定款第17条第1項に規定する正会員に対する監査に関して必要な事項を定める。   |
| (監査員)<br>第2条 (現行どおり)   | (監査員)<br>第2条 (省略)   |
| (監査の範囲)<br>第3条 監査の範囲は、正会員 <u>及び電子募集会員</u> の法令若しくは法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに営業及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件とする。   | (監査の範囲)<br>第3条 監査の範囲は、正会員の法令若しくは法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに営業及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件とする。   |
| (監査の実施方法)<br>第4条 監査は、正会員 <u>及び電子募集会員</u> が本協会に提出する書類に基づき行う書類監査及び正会員 <u>及び電子募集会員</u> の本店、支店又は営業所等において行う実地監査とする。<br>2 実地監査は、次に掲げる方法により行うものとする。<br>(1) 立入りによる方法<br>(2) ヒアリングによる方法<br>(3) 前2号に掲げるもののほか、本協会が適当と認める方法<br>3 前項第2号に掲げる方法による場合にあっては、正会員 <u>及び電子募集会員</u> の役職員を本協会に招聘して行うことを妨げない。 | (監査の実施方法)<br>第4条 監査は、正会員が本協会に提出する書類に基づき行う書類監査及び正会員の本店、支店又は営業所等において行う実地監査とする。<br>2 実地監査は、次に掲げる方法により行うものとする。<br>(1) 立入りによる方法<br>(2) ヒアリングによる方法<br>(3) 前2号に掲げるもののほか、本協会が適当と認める方法<br>3 前項第2号に掲げる方法による場合にあっては、正会員の役職員を本協会に招聘して行うことを妨げない。 |
| (予告)<br>第5条 本協会は、実地監査を行う場合には、あらかじめ正会員 <u>及び電子募集会員</u> に対し、実地監査の日時、方法及び監査員の氏  | (予告)<br>第5条 本協会は、実地監査を行う場合には、あらかじめ正会員に対し、実地監査の日時、方法及び監査員の氏名を通知するものとす  |

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| 名を通知するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、当該通知を行わないことができる。  | る。ただし、会長が必要と認めるときは、当該通知を行わないことができる。  |
| (監査員の権限)<br>第6条 監査員は、正会員及び電子募集会員に対し、監査事項に關係のある帳簿、書類その他の物件の提示、閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を求めることができる。   | (監査員の権限)<br>第6条 監査員は、正会員に対し、監査事項に關係のある帳簿、書類その他の物件の提示、閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を求めることができる。   |
| (監査員の義務)<br>第7条 (現行どおり)  | (監査員の義務)<br>第7条 (省略)   |
| (監査員証の提示)<br>第8条 監査員は、監査の着手に当たっては、正会員及び電子募集会員に対し、別に定める様式による監査員証を提示するものとする。   | (監査員証の提示)<br>第8条 監査員は、監査の着手に当たっては、正会員に対し、別に定める様式による監査員証を提示するものとする。   |
| (監査結果の報告)<br>第9条 監査員は、第4条に定める監査の結果を会長に対し、書面により報告しなければならない。<br>2 会長は、前項の監査の結果のうちに、定款第23条第1項各号に該当する事由又は定款第24条に規定する状況あるいはそのおそれがあると認めるときは、処分等に関する規則の定めるところにより、当該監査の結果を付して規律委員会に報告することができる。 | (監査結果の報告)<br>第9条 監査員は、第4条に定める監査の結果を会長に対し、書面により報告しなければならない。<br>2 会長は、前項の監査の結果のうちに、定款第23条第1項各号に該当する事由又は定款第24条に規定する状況あるいはそのおそれがあると認めるときは、正会員の処分等に関する規則の定めるところにより、当該監査の結果を付して規律委員会に報告することができる。 |
| (監査結果の通知)<br>第10条 本協会は、原則として、監査結果について監査を受けた正会員及び電子募集会員に対し、書面により通知するものとする。  | (監査結果の通知)<br>第10条 本協会は、原則として、監査結果について監査を受けた正会員に対し、書面により通知するものとする。  |
| (共同監査)<br>第11条 (現行どおり)   | (共同監査)<br>第11条 (省略)  |
| 付 則 (平成27年5月26日)<br>この改正は、金融商品取引法等の一部を改  |  |

| 改 正 案  | 現 行 |
|--|-----|
| 正する法律（平成26年法律第44号）附則第1条本文に規定する日（平成27年5月29日）から施行する。 |     |